

「癒しの森」モニターツアー参加者募集

今年度より、共済会ではメンタルヘルス対策の一環として「癒しの森」事業を活用してまいります。つきましては、このプログラムを体験していただける方を下記のとおり募集いたします。

森林メディカルトレーナーの方にご案内いただき、若葉萌える森の中を歩いてみませんか？非日常の世界、癒しの森を是非一度、体験してみてください。なお、実施に当たっては、共済会が信濃町滞在中の費用補助を行います。

募集要項

日程: 平成21年6月4日(木)～6月6日(土)〈2泊3日〉
参加対象: 職員の健康管理(安全衛生)を担当している方
行き先: 長野県信濃町
宿泊先: 癒しの森の宿(ペンション利用。相部屋)
募集人員: 20人(先着順)

参加費: 25,000円
申込方法: 別紙申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申し込み下さい。
 大阪民間共済会 06-6768-9362
 ※詳細は、別紙案内をご覧ください。



第41回 施設職員ソフトボール大会

今年度のソフトボール大会は、5月21日(木)、舞洲スポーツアイランド運動広場で開催いたします。

参加希望されるチームは、次の要領で行いますので、確認の上お申し込み下さい。

- 開催日時: 平成21年5月21日(木) 午前8時～午後5時
- 開催場所: 舞洲スポーツアイランド 運動広場
- 参加条件: チームは、施設職員の男女混合チームで、編成して下さい。また、試合方法は、出場選手の9人の内、常時3人の女性が出場しなければなりません。ただし、50歳以上の男性は、女性3人の内2人まで代えることができます。また、審判団の要請で打者・走者のヘルメット及び捕手のマスクは必ずご用意下さい。またプロテクターもできるだけご用意下さい。
- 参加申込: 4月24日(金)までに、チーム名簿(20人以内)をそろえて共済会までお申し込み下さい(ファックス可)
- 参加費: 一人1,000円(組合せ抽選会の時に徴収させていただきます)
- 抽選会: 5月8日(金)午後3時から組合せ抽選と当日の打合せを行いますので、参加チームの代表者は、大阪府社会福祉会館5階第5会議室にお集まり下さい。



※ソフトボール大会の参加申込にあたり、いただきます個人情報については、ソフトボール大会にかかる業務以外には利用いたしません。



広報「共済会だより」 第95号
発行日:2009年4月1日



財団法人
大阪民間社会福祉事業
従事者共済会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
TEL 06-6768-8144 (代表) FAX 06-6768-9362
E-mail info@kyosaikai.or.jp
Homepage http://kyosaikai.or.jp/

共済会だより

April 2009
Vol.95



大阪民間共済会キャラクター
「きょうちゃん」

創立50周年記念事業 記念式典・祝賀会を開催いたします

本会が昭和34年7月に設立されて以来、創立50周年を迎えます。これもひとえに会員の皆様方のご指導とご協力があったものと感謝し、皆様方とともに祝うため「創立50周年記念事業」を計画いたしました。

この「創立50周年記念事業」は、記念誌の発刊や全会員に対し記念品を贈る等の事業を実施いたします。

また、記念式典では、本会の法人運営、事業運営に貢献された方や法人、長期在会の会員に対し、表彰するなど、50年に亘り本会の発展に寄与された方への感謝の意を表すとともに新たな未来へのスタートを切る希望の事業といたします。

日時 平成21年9月2日(水) 15:00～19:00
場所 式典:大阪国際会議場 5階 メインホール
 大阪市北区中之島5-3-51 TEL:06-4803-5555(代表)/FAX:06-4803-5620
 祝賀会:リーガロイヤルホテル 3階 「光琳の間」
 大阪市北区中之島5-3-68 TEL:06-6448-1121(代表)/FAX:06-6448-4414
参加人数 1,500人(本会会員並びに本会関係者)

永年会員に対する記念品の贈呈規程を改定しました

平成21年3月25日開催の理事会・評議員会において、右の「永年会員に対する記念品贈呈規程」の改定が議決されました。これは、今まで、在会25年に達した永年会員に対して記念品を贈呈していた規程に、新たに35年に達した永年会員を加えることと、いったん退会した会員でも、再加入で通算25年や35年に達した方も対象となるよう、改定をいたしました。平成21年6月30日付けで、既に、通期で35年以上在会されている会員につきましては、創立50周年記念事業で贈り、7月1日以降は規程により記念品を贈ります。

一度も退会せずに対象者となった会員については、本会が対象者を抽出して、記念品を所属施設の長を通じて記念品を贈りますが、**いったん退会され、通期で対象となられる方は、本人の申し出が必要になりますので、本会まで、ご確認くださいませよう、お願いいたします。**(退会された加入期間が本会で確認できない場合は、その退職された法人の証明をお願いすることがあります)

永年会員に対する記念品贈呈規程

- (目的)
 1.この規程は、財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会(以下「共済会」という。)の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。
 (永年会員)
 2.永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。
 (1)共済会会員として通期で25年に達した者
 (2)共済会会員として通期で35年に達した者
 ただし、再加入期間も通期に含めることができる。
 (記念品)
 3.記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

- (贈呈の方法)
 4.記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。
 附則
 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
 附則
 この規程は、平成21年7月1日から施行する。